

横浜市飯島コミュニティハウス 第5期指定管理者公募についての質問及び回答

番号	資料名	ページ・項目	質問	回答
1	応募関係書類表紙	1ページ リード文の2	(各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。)とありますが、インデックスは正本にも付けますか。前回までは、副本には付けるよう指示がありました。が、正本には付けるようになっていませんでした。	ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部については、インデックスは不要です。
2	公募要項	17ページ 5(3)エ 評価基準項目について 7(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	「障害者雇用率が法定雇用率を超える団体」とありますが、法定雇用率の達成が義務ではない事業者について、法定雇用率の達成が義務となっている事業者と、同じ基準で評価するのは不合理と考えます。義務でない事業者が達成すれば「加点」、義務となっている事業者が達成できていなければ「減点」とすべきと考えますが、区のお考えをお聞かせください。	本市におきましては、障害のある方が地域の中で働き、社会参加できる環境を整備することを重要な施策の一つとして位置付けており、これまで障害者雇用の促進に積極的に取り組んできました。指定管理者の選定においても、その趣旨を踏まえ、障害者雇用に積極的に取り組んでいる事業者を評価する観点から、審査項目の一部として加点評価を行っているものです。
3	公募要項 事業計画書	公募要項 2ページ 4(4)ア(ア) 配置体制 事業計画書(様式2) (3)ア 管理運営に必要な組織、人員体制	募集要項2ページには、「常時1名以上の職員体制(常勤・非常勤の別は問いません)」となっていますが、横浜市では、「常時1人以上」とは、具体的に何人を想定しているのでしょうか。現状では、コミュニティハウスは1人勤務を前提としており、館長(常勤職員)をフルタイムで配置させる日は、労働時間の途中(お昼前後の適切な時間)に休憩を与えることはできません。これを是正するためには、複数の職員を配置し、休憩を取れる体制を確保する必要がありますが、その際の人員費は、区で積算した指定管理料の中には反映されているのでしょうか。職員に労働基準法第34条に違反する労働をさせることはできませんので、ぜひ人員費につき、必要な配慮をお願いします。	職員の配置については、運営に支障が生じることのないよう曜日や時間帯に応じた必要な人数を前提としてご判断ください。人員費を含め、指定管理で必要となる費用は、指定管理料の上限額内でご検討いただけますようお願いいたします。なお、提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、賃金水準スライドにより、引き続き、指定管理料に反映してまいります。